

★★★ <第12回知的財産翻訳検定【第7回和文英訳】試験>問題 ★★★

≪2級課題≫

【解答にあたっての注意】

1. 米国特許出願用に下記の問1から問3までを英訳してください。
2. 課題文に段落番号がある場合、これを訳文に記載してください。

〔問1〕

【請求項1】

有機汚泥スラリー、活性炭、添加剤を混練し、得られた混練物を平板状に成型し、得られた成型物に200MHz以上、1000MHz以下のマイクロ波を照射して乾燥させる建築用タイルの製造方法。

【請求項2】

前記マイクロ波は周波数が、300MHz以上、1000MHz未満である請求項1に記載の建築用タイルの製造方法。

【請求項3】

前記有機汚泥スラリーの含水率が、50重量%乃至80重量%である請求項1または2に記載の建築用タイルの製造方法。

【請求項4】

前記添加剤が有機バインダを含む請求項1に記載の建築用タイルの製造方法。

【請求項5】

前記混練が、摂氏60度を超え80度未満で行われる請求項4に記載の建築用タイルの製造方法。

〔問2〕

飲料などの液体を収容する容器として、板紙層を基材とする積層材料からなる液体用紙容器が知られているが、この種容器においては長期保存中に板紙層の異臭が内容物に移行して内容物の品質が損なわれるという問題があった。

この問題を解決するために、積層材料中に脱臭層を設ける提案が既になされているが、この脱臭層が内容物の成分の一部を吸収してしまう結果、やはり内容物の品質が損なわれるという問題が依然として残っている。

また、この種容器は、一般的に紫外線に対して弱く、長時間の戸外放置などにより強度を減じる惧れもある。

更にまたこの種容器は材料費が嵩み製品原価を押し上げるという問題もある。

本発明は、このような問題を改善した液体用紙容器を提供することを目的とするものである。

〔問3〕

【実施例】

次に図面を参照して、本発明に係る外部記憶装置の一実施例を説明する。尚、図は単に本考案の概要を示すにすぎず、実際の回路等は省略されている。

図1乃至図2は、本考案に係る外部記憶装置を説明している。図1は透視斜視図、図2はブロック図である。図1において筐体は、鉄板等を用いて箱状に形成されている。この内部には、円盤状(HDD等)あるいは半導体(フラッシュメモリー等)等の記録媒体と、これを作動させるための内部電源とが設けられている。また箱体の後部には、パソコンおよび外部電源との接続部が設けられ、パソコン(図示せず)からのデータ用コネクタと、AC電源コネクタとをこれに接続することで、パソコン用外部記憶装置として機能するようになる。この構成自体は従来のHDD等の外部記憶装置と同様である。したがってその作動も当業者において自明である。